

転出・転入した場合

所有者や使用者の住所が、転出や転入により変更になった場合は、自動車検査証（車検証）内の所有者若しくは使用者の住所変更の手続きが必要になりますので、管轄地区の登録機関で手続きを行ってください。

注意

『税止め』の手続きを忘れずに

稚内市から転出され、管轄地区が変更になった場合は、稚内市への『税止め』の手続きが必要になります。

『税止め』の手続きをしないと、次年度以降も稚内市から課税されますので、必ず『税止め』の手続きを行ってください。

なお、ご自分で『税止め』の手続きをされる方は、忘れずに税務課資産税グループまでご連絡ください。